

茨城県原子力安全対策委員会要綱

(設置)

第1条 本県における原子力の安全対策を技術的専門的に調査検討するため、茨城県原子力安全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成、選任及び任期)

第2条 委員会は、委員14名以内で構成する。

2 委員は、学識経験者の中から知事が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、任期が満了した場合にあっても、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うものとする。

5 臨時又は特別の事項を調査検討するために、必要があるときは、知事は臨時に委員を選任し、又はアドバイザーを置くことができる。

6 臨時委員又はアドバイザーの任期は、当該臨時又は特別の調査検討等が終了したときまでとする。

7 アドバイザーは技術的な助言のみを行い、議事の決定には参加しないものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人をおく。

(1) 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

(2) 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(業務)

第4条 委員会は、原子力の安全対策に関する次の事項について、調査検討し、知事に報告する。

(1) 原子力施設周辺の環境安全

(2) 原子力施設の安全性

(3) 原子力関係の防災

(4) その他

2 委員会は、原子力災害が発生したときは、知事の求めに応じ速やかに応急対策等に係る指導、助言を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が召集する。

2 委員会は、一部の委員による会議を開くことができる。

- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決する。

(ワーキングチーム)

- 第6条 委員会は、原子力の安全対策に関する特定の課題について調査検討する必要があると認めるときは、その決定により、ワーキングチームを置くことができる。
- 2 ワーキングチームは、委員及び臨時委員で構成する。
 - 3 ワーキングチームに主査をおく。主査は、ワーキングチーム委員が互選する。
 - 4 主査は、ワーキングチームに関する事務を処理し、ワーキングチームを代表する。
 - 5 ワーキングチームは、主査が召集する。ただし、ワーキングチームの設置後最初に開かれる会議は、知事が召集する。
 - 6 主査は、ワーキングチームにおける会議の議長となる。
 - 7 ワーキングチームの議事は、出席したワーキングチーム委員の過半数で決する。
 - 8 ワーキングチームの設置に係る調査検討等が終了したときは、委員会の決定により、当該ワーキングチームを廃止することができる。

(庶務)

- 第7条 委員会及びワーキングチームの庶務は、原子力安全対策課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングチームの運営等に関し必要な事項は知事が定める。

付 則

この要綱は、昭和54年10月16日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和56年12月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 6年 5月19日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年 6月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年 5月27日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年 6月 6日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6年 6月 6日から実施する。